**平成２８年（フ）第１０６号**
愛知県豊田市深田町１丁目114番地　豊田グリーンハイツＢ―409
債務者　坂元　佐織
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９０５号**
横浜市金沢区六浦２―12―11パティオ金沢南203　佐々木方、住民票上の住所横浜市旭区今宿２丁目22番24号
債務者　市川　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６８号**
釧路市松浦町11番17号
債務者　下村　秀司
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第２５８号**
東京都調布市多摩川３丁目64番地８ローゼンハイム201
債務者　木村　将人
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３８３号**
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目８番18号
債務者　大塚　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１７９８号**
大阪府大東市住道１丁目４番９号プチプルージュ303号
債務者　松村　　藍
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３３１３号**
東京都台東区日本堤１丁目21―３　つたや
債務者　船木　　毅
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３５６号**
東京都板橋区常盤台４丁目18―10―405
債務者　西崎　利男
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３６６号**
東京都豊島区上池袋３丁目22―８　ドエル77101号
債務者　堀人可津美
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３６７号**
東京都豊島区巣鴨４丁目12―５　メゾン・ルポ　２―Ｄ号
債務者　堀　　由佳
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３７６号**
東京都中野区若宮３丁目３―９―104
債務者　板倉　善彦
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３７７号**
東京都葛飾区南水元１丁目30―５―402
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３７９号**
東京都江戸川区東葛西６丁目18―15―305
債務者　山名　兼太
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３８０号**
東京都江戸川区東葛西６丁目18―15―305
債務者　山名　真子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３８３号**
東京都杉並区高円寺南５丁目21―７―503
債務者　鈴木　克己
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部